

ス ポ ー ツ 賞 表 彰 規 程

(目 的)

第1条 三芳町の体育及びスポーツの振興に貢献し、その功績顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績を収めたものを三芳町スポーツ協会が表彰する。

(スポーツ賞の種類)

第2条 スポーツ賞は次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 栄光賞

(被表彰者の資格と条件)

第3条 スポーツ賞の被表彰者の資格と条件は次の各項のとおりとする。

- (1) 三芳町に在住・在学・在勤、あるいは町スポーツ協会加盟団体に所属している個人またはチームとする。
- (2) 功労賞は、次の各号のいずれかに該当するもので、未だこの表彰を受けたことのないもの。
 - a 体育・スポーツの振興について功績が顕著であるもの。
 - b 多年に亘り体育・スポーツ指導に精励し、著しく功績があり他の模範であるもの。
 - c 多年に亘り加盟団体の発展に努力されたもの。
 - d 地域社会における体育・スポーツの育成発展に寄与しているもの。

【注】多年とは、概ね10年とする。

- (3) 優秀選手賞は、一般及び学徒(小・中・高)の運動選手で、個人またはチーム(エントリーメンバーを含む)として特に優秀な技量を発揮して他の模範と認められるもので、その選考基準は次の各号のいずれかに該当するもの。
 - a 埼玉県大会において3位までに入賞したもの。
【注】埼玉県大会とは、全県的規模をもって実施されるもので、町スポーツ協会が認めた大会をいう。
 - b 地方ブロック大会以上の規模で、埼玉県大会に準ずる大会において優勝を収めたもの。
【注】埼玉県大会に準ずる大会とは、その大会が埼玉県内において最高の大会であり、町スポーツ協会が認めた大会をいう。
 - c 入間郡大会において優勝を収めたもの。
 - d 東部地区大会において優勝を収めたもの。
 - e その他、町スポーツ協会が認めた成績を収めたもの。

- (4) 栄光賞は、一般及び学徒(小・中・高)の運動選手で、個人またはチーム(エントリーメンバーを含む)として次の各号のいずれかに該当するもの。
 - a 全国大会において8位までに入賞したもの。

【注】全国大会とは、全国的規模をもって実施されるもので、公益財団法人埼玉県

スポーツ協会が認めた大会をいう。

b 前号以上の大会において町スポーツ協会が認めた成績を収めたもの。

(表彰の種目)

第4条 表彰の種目は原則として町スポーツ協会の加盟団体種目または町スポーツ協会が認めた種目とする。

(被表彰者の推薦)

第5条 スポーツ賞の該当者については、町スポーツ協会加盟団体もしくは専門部の長、学校長または町が所定の用紙に次の事項を記載し、大会要項並びに参加者名簿等を添えて町スポーツ協会に推薦するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 住所
- 4 職業
- 5 所属団体
- 6 業績
- 7 推薦理由

(被表彰者の選考)

第6条 前条により推薦されたものについては、町スポーツ協会の常任理事会で協議し、理事会において決定するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、町スポーツ協会定期総会時に行う。

(表彰の内容)

第8条 表彰は賞状を授与して行う。ただし、記念品を加授することができる。

(規定の変更)

第9条 本規程の変更は、町スポーツ協会理事会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

(附則)

本規程は、昭和50年6月28日より施行する。

本規程は、昭和63年3月10日より施行する。

本規程は、平成2年5月14日より施行する。

本規程は、平成7年5月30日より施行する。

本規程は、平成28年4月20日より施行する。

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

本規程は、令和元年5月13日より施行する。

本規程は、令和3年11月16日より施行する。

本規程は、令和4年2月3日より施行する。

本規程は、令和5年4月18日より施行する。

本規程は、令和6年4月17日より施行する。